

教育委員会臨時会会議録

平成29年 5月 8日 (月)

教育委員会臨時会会議録

平成29年5月8日午前10時00分教育長神原聡が教育委員会臨時会を茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室1に招集した。

会議出席委員は、次のとおり。

教育長 神原 聡 委 員 赤坂雅裕 委 員 城田禎行
委 員 豊嶋常和 委 員 伊藤甲之介

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 岸 宏司	教育推進部長 遊作克己
教育指導担当部長 吉野利彦	教育総務課長 小池吉徳
教育施設課長 大谷 篤	学務課長 山田修治
教職員担当課長 阿部知宏	教育政策課長 坂田 哲
学校教育指導課長 高橋 励	社会教育課長 飯田直士
史跡・文化資料館整備担当課長 石井 亨	小和田公民館担当課長兼館長 山田佳世恵
鶴嶺公民館担当課長兼館長 小川剛志	松林公民館担当課長兼館長 森井 武
南湖公民館担当課長兼館長 佐藤 勇	香川公民館担当課長兼館長 白鳥慶記
青少年課長 岡本隆司	体験学習施設準備担当課長 仲手川 武
図書館長 湯澤さいみ	教育センター所長 三瓶信哉

3 会議の大要は、次のとおり。

午前10時00分開会

○神原教育長 それでは、ただいまから5月臨時会を開催いたします。皆様おはようございます。

日程第1 教委議案第12号平成29年度教育委員会の点検・評価（案）についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育政策課長 日程第1 教委議案第12号平成29年度教育委員会の点検・評価（案）につきまして、教育政策課よりご説明申し上げます。

議案書は1ページと2ページでございます。本案は、別冊資料の平成29年度教育委員会の点検・評価（案）に関し、茅ヶ崎市教育基本計画審議会から知見をいただきたく、茅ヶ

崎市教育基本計画審議会規則第2条の規定により諮問するため、提案いたしましたものでございます。

まず初めに、今年度から変更した点がございますので、28年度との変更点についてご説明いたします。主な変更点は3点でございます。

まず、別冊資料の1ページをごらんください。変更点の1点目は、点検・評価の対象でございます。昨年度までは全事業を評価しておりましたが、今年度は教育基本計画審議会を選定しました90事業を評価の対象としたものでございます。評価した事業は、全事業のおよそ3分の1でございます。

次に、3ページをごらんください。変更点の2点目、評価の基準でございます。昨年度までは業務棚卸評価と同様の基準で評価いたしておりましたが、今年度は評価基準を総合計画の体系に位置づけられた事務事業の評価手法と合わせることにいたしました。設定した活動指標の目標値と実績値を比較して、指標は達成できていたかどうか、成果が上がったのかどうかという視点で評価いたしました。

次に、10ページをごらんください。主な変更点の3点目は、主要な事業を1事業、1ページで記載することといたしました。これまでは取り組みと成果を施策ごとにまとめて記載しておりましたが、それぞれの事業ごとに事業の実績、取り組みの成果、課題・今後の取り組みを明確に書き分けることにいたしました。

以上3点が平成28年度の点検・評価と異なる点でございます。

次に、評価の結果をご説明いたします。

まず、別冊資料の8ページをお開きいただいて、学校教育の充実を掲げた政策1になります。ページの下半分の大きな囲みの最初の段落に記載しておりますとおり、評価の対象事業は45事業でした。このうち、S評価が42事業、A評価が2事業、C評価が1事業でございました。

次に、53ページをお開きください。社会教育の充実を掲げた政策2です。ここでの評価対象事業は36事業です。このうち、S評価が33事業、A評価が2事業、B評価が1事業でした。

次に、90ページをお開きください。教育行政の効率的・効果的な運営を掲げた政策3でございます。ここでの評価対象事業は9事業で、全てがS評価でございました。

今回の評価対象事業は90事業ですが、S評価としたものが84事業、A評価としたものが4事業、B評価とC評価がそれぞれ1事業となりました。ほとんどの事業でおおむね80%

以上を達成して成果が上がったという評価をしております。

次に、今ごらんになっている冊子の全体の構成を簡単にご説明申し上げます。

まず、1ページから3ページまでは教育委員会の点検・評価及び教育基本計画の進行管理についてということで、点検・評価の対象、方法などを記載しております。本市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条による教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検・評価、それから茅ヶ崎市教育基本計画の進行管理、この2つを一体的に実施して、教育基本計画審議会から学識経験を有する者の知見をいただくこととしております。

4ページから6ページをごらんください。教育基本計画の概要です。趣旨、期間、構成、体系などを掲載しております。

8ページ以降、105ページまでが、政策、施策ごとにそれぞれの事業の評価を記載したページとなっております。

施策1を例にご説明いたします。初めに、8ページをごらんください。8ページでは、「施策1 学び続ける意欲と確かな学力を育てる学校教育の推進」の目標と施策の方向を記載しております。

次の9ページから15ページにかけて、主要な事業6事業の評価を1事業、1ページで記載しております。

10ページをごらんいただいて、主要な事業では、ページの上方に事業の概要を記載し、中ほどに活動指標を記載し、下のほうに事業の実績、取り組みの成果、課題・今後の取り組みを記載しております。

16ページ、17ページでは、施策の主な事業として7事業の評価を記載しております。こちらは事業の概要と活動指標という記載となっております。

18ページ、19ページをお開きいただいて、施策1の指標がどのように変化してきたかわかるようなグラフを掲載しております。

このような施策ごとの構成となっております。20ページ以降、施策2から施策9も同じような構成で評価結果を記載しております。

20ページから30ページでは、「施策2 心がふれあい安心して学べる学校教育の推進」の11事業を評価しております。

31ページから37ページは施策3を、38ページから51ページでは施策4をというように順次記載をしております。98ページから104ページの施策9まで順次掲載をしております。

す。

今後、この点検・評価（案）を審議会に諮問し、審議会から知見をいただきましたら、政策1に関する知見を、今のごらんいただいている資料で言うところの52ページの部分、それぞれの政策の一番最後のページになりますけれども、政策2に関する知見については89ページに、政策3に関する知見は105ページに記載する予定でございます。

以上、雑駁ではございますが、教委議案第12号平成29年度教育委員会の点検・評価（案）の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○神原教育長 それでは、説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○赤坂委員 では、私から3点質問させていただきます。

1点目は33ページ、初任者研修等教職員人材育成事業に関してです。私が見る限り、私が見る限り、本市のこの人材育成事業はとても素晴らしい。目標・目的を達成するきめ細かな指導が行われているとっております。ですから、私から言わせるとこれはSじゃないかなと思うんですが、Aということで、これはどうしてでしょうか。

○教育センター所長 この計画をつくった時点での目標値の設定が研修者の数で、現在、採用の人数が徐々に減り始めているという部分がありまして、実績値がこのような形で、数値的には評価がAになっているところでございます。評価をしていただいて、本当にありがとうございます。

基本的には、学校現場では若手の職員、それから経験の短い職員がふえておりますので、5年目までの研修を県と連携しながらきめ細かにできるように、また、校内での研修と集合研修がつながるような内容を工夫したりとか、あと教育指導員、指導主事が訪問いたしまして、管理職との情報交換をしながら、研修者一人一人に必要な研修を今工夫しているところでございます。今後も、より充実した研修になりますように努めてまいりたいと考えています。

○赤坂委員 初任者の数が、40人であったり、何人であったり、毎年変わるんですね。目標値も、その初任者の数に応じて変更するという柔軟な方針で臨むことはできないんですか。30年度までに200人となっていますけれども。

○教育政策課長 計画のつくり方によるかと思えますけれども、今までの計画をつくるときに、計画のスタート時点を基準値として、そこから目標を計画期間の最後の年までどう

いった形で数値を変化させていくかということで、計画スタート時に最終年度までの目標値を決めていますので、そういったところは確かに、今おっしゃられたように、計画スタート時点でははっきり見込めないものなどについては少し柔軟に対応していくというやり方も考えられるのかなと思いますけれども。

○赤坂委員 わかりました。基本的に、こういう研修等に関してはやっぱり数じゃないと私は思うんです。内容とか質が問われるべきで、本市のこの研修は、本当に内容、質が素晴らしいんです。形はAにはなっても、本当はSだなと私は強く思います。

では、2点目の質問をよろしいでしょうか。42ページをお願いします。教育政策課に関するところで、安全で快適な教育環境の充実、評価はCとなっていますけれども、策定期が平成29年度の上半期としたということで、そういうふうになっているのかなと思いますが、Bでもよろしいんじゃないかなと私自身は考えますが、いかがですか。

○教育政策課長 この冊子の3ページをごらんいただくと、評価基準ということで表を載せてあります。今回、この事業は28年度中に、ことしの3月までに素案の検討を終えるという形になっております。その事業実績の一番下の3行、最後の段落に書いてありますとおり、28年度中の策定を目指しておりましたけれども、昨年9月にあった市民討議会の結果ですとかアンケートの分析結果、こういったものを3月の時点で担当課からいただくことができず、完成に至らなかったため、目標の3月に対して目標が達成できなかったということで、この評価基準に照らし合わせるとC評価になります。4月に入りまして、この討議会の結果が手に入りましたので、今後策定に向けて作業を進められるということで、Cの「事業の指標は達成できなかったが、成果は今後見込める」ということでC評価にしたということです。

○赤坂委員 わかりました。

最後、3点目です。64ページ、図書館の市民が読書に親しめる環境づくりに関してです。これも私の知る限り、見る限り、本市の図書館事業というのは、どのまちにも負けないう本当に素晴らしいものであると誇りに思っておるんですが、どうしてBなのかな、おかしいでしょうと言いたいわけです。お願いします。

○図書館長 過分なご評価をいただきまして、ありがとうございます。確かに、図書館利用及び貸出事業と同じ活動指標を持っておりますのが、このほかに、この次の65ページにあります図書室、図書コーナー運営事業も同じ貸出点数を活動指標としております。オール茅ヶ崎ということで考えますと、確かに利用点数も伸びておりまして、自信を持ってS

と言えると思います、この目標を設定した当初は図書館の環境が違いまして、当初は、私たちもまだそこまで分室に力を入れていなかったものが、分室を増設したり、あとは恐らく高齢化の波が押し寄せているんだと思うんですけども、立派な図書館よりは自宅に近いところで本を借りたいという方が明らかにふえているということだと思いません。

それで、実績値から追いますと、これは80%以上は達成しておりますので、SかBかのどちらかにはなるんですが、ほかの事業を見ますと、やはりSをつけるというのは、何となく皆さん、どこの課も、目標値80%以上で達成しているというよりは、それ以上のものを達成した場合にSという評価をされているところが多いような気がしまして、若干、辛口な点数をつけたというところもございますし、あとは、やはりそういう環境が変わってきているという中で、本館のあり方というのは、ここにもちょっと書きましたけれども、貸し出しだけではなく部分にもっと力を入れていくべきだと私も考えております。そうなりますと、例えば最終的に読書相談ですとか、いわゆるレファレンスの部分ですとか、今年度は、入り口を入れてすぐのところに読書相談ができるような総合窓口を設けまして、新しいお客様が来たときに、すぐにどこに行けばいいかというのがわかるようにはしたんですけども、昨年度変えたばかりですので、それがすごく活用できているかというところ、職員のほうのレベルがまだ追いついていないとか、まだいろいろ課題が私の中ではありますので、今後見込めるというようなことで、今年度ちょっと頑張りたいなというところで、あえてB評価とさせていただきました。

○赤坂委員 わかりました。

○豊嶋委員 9ページの施策の方向性の「②健やかな心身の育成」というところで、「健やかな心身の調和的な発達のために必要な体験活動等を通し」と書いてありますけれども、こういった体験活動なのか、例がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○教育政策課長 今回の点検・評価の対象となっている事業でいいますと、例えば11ページの健康教育推進事業などが、1つ、それに該当する事業かなと考えております。具体的な取り組みは学校のほうで行っているものになるかと思いますが、こういった学校の取り組みを支援していったり、バックアップしていったりする事業として、この事業が1つ具体的な例にはなるのかなと考えております。

○豊嶋委員 ありがとうございます。

○伊藤委員 22ページですけども、事業実績の上から5行目に特別支援教育スーパーバ

イザーという言葉があるんですけども、幼稚園、小学校、中学校に特別支援教育コーディネーターが配置されていると思うんですけども、それとは違うということでしょうか。

○学校教育指導課長 特別支援教育巡回教育相談を実際に行っている、学校に訪問している臨床心理士がおりますが、その臨床心理士のスーパーバイズをしていただく方としてスーパーバイザーを1人お願いしているところであります。なので、学校に直接伺って相談を受けているのは指導主事と臨床心理士ということになり、そのスーパーバイズをしているのがこのスーパーバイザーという位置づけになります。

○伊藤委員 となると、このスーパーバイザーの方と臨床心理士さん、指導主事さんと、それから各学校に配置されているであろう特別支援教育コーディネーターの関係というのは、どのような形になるのでしょうか。

○学校教育指導課長 特別支援教育コーディネーターは、学校の中の特別支援教育をコーディネートする立場として、学校の中に1名ずつおります。特別支援教育の巡回教育相談の窓口になっているのがコーディネーターで、そちらと学校教育指導課の指導主事、それから臨床心理士がコンタクトをとって、実際に学校に伺って、相談に臨む。その事案などを受けている臨床心理士と指導主事がケースのスーパーバイズを受けるのがこのスーパーバイザーということになって、直接スーパーバイザーと学校のコーディネーターがかかわるということはありません。

○伊藤委員 わかりました。

感想ですけども、今は各学校の教員が1人で背負うのではなくてチームで、それから専門性、専門家の活用ということが言われている中で、そういう専門家の方を茅ヶ崎市として配置されているということはすばらしいことかなと思うところで、これからもどんどんこういう活用がふえるといいなと思うところです。

あともう1つ、感想ですけども、よろしいでしょうか。33ページの初任者研修のことなんですけれども、先ほどもお話があったところなんですけれども、これだけの初任者研修がされているというのはすばらしいことだと思うんです。42人とか40人ということは、各学校には1人強、1人から2人ぐらいの初任の方が配置されている可能性があるということだと思うんですけども、そうすると、5年たつと、各学校で五、六人の5年未満の先生方が配置されていることになる。そうすると、学校の経営として、今までのようなベテランの教員ばかりで経営していくということが難しくなってきた、初任、若い人たちも含め

た経営が必要になってくるかと思imasので、各学校の学校経営のやり方というのも今後考えていく必要もあるのかなという気がいたします。それは感想ですけれども、そんな思いがありました。

○城田委員 遅参をしまして、申しわけございません。既にお話があったかもしれないので、重複していたら申しわけないんですけども、何点かありますので、よろしくお願ひします。

まず、8ページの総括のところの2段落目で、地域人材等の資源を活用し、授業を行った件数が794件となっているんですけども、これは13ページの716件とは違う話なんですか。まずは確認なんですけれども。

○教育政策課長 こちらの794件という数字は、18ページの施策指標②、一番下のグラフの28年度の数字が794件で、ここを指しております。

○城田委員 わかりました。ありがとうございます。ということは、ほかにもあるということですね。13ページの事業以外にも該当するような事業があつて、合計総数が794件。

○教育政策課長 施策ごとに3つずつ指標が定められておりますので、施策1の事業それぞれ、例えばここで言いますと、10ページから17ページまでいろいろ評価してきたんですが、それをトータルして見る指標として、施策1の指標として3つ、18ページ、19ページが当初設定されておりますので、こちらについてコメントしたところでございます。

○学校教育指導課長 補足をさせていただきます。13ページのふれあい教育推進事業というのは、この事業の中で各学校で工夫をして、地域の方をお招きして講師などをお願いしているもののみの数で716件、そのほかに、学校の中で図書館の読書指導協力者であるとか、ほかのものも含み込んだ数として18ページは794件という数字になっておりますので、ほかにもあるということでご理解いただければと思います。

○城田委員 続きまして、その次の段のところで、巡回相談の件数が前年の27年度よりも減少し507件でしたと。ただ、拡大が予想されますと。28年度の減少した理由は何かあるんですか。

○学校教育指導課長 一言で言うと、ある程度精選されてきたということが理由になるんですが、この巡回教育相談の窓口になっている指導主事との一番最初のやりとりの中で、何でもかんでも呼ぶのではなくて、必要なところを精査して、時間を調整して適切に巡回に回るといったことがある程度整理ができてきた成果かと思っています。ただ、整理が

できてきて効果も上がっていますので、ここから先、人数はまたふえていくだろうということは考えられますので、質として、これから高まって数がふえていくであろうと学校教育指導課としては考えています。

○城田委員 ありがとうございます。了解しました。数字だけ見てしまうと件数が減っているというのはどうなのかなという感じがしている中で、ただ、今後は伸びていきますと、その辺が下がっているのに伸びていくというのは何か意味があるのかなと思ったので、質問させていただきました。

次が41ページ、学校規模の適正化というところで、大規模の学校に対しての処置というのは大変苦労されていて、必要なことだと思うんですけども、統計を見ると、今後、平成36年ぐらいから茅ヶ崎の人口も減ってくるという中で、今度、小規模の学校の対策というのが目に見えてくるのかなという感じはします。鶴が台小学校、茅ヶ崎市内で一番小さい小学校の入学式を見させていただいて、本当に素晴らしいなど。家族という感じの入学式で1年生を迎えるという、小さいながらの工夫とかがされていて素晴らしいなと思ったんですけども、やはり小規模になってくると、小さいなりのメリットを生かした学校経営というのも大変必要になってくるので、規模だけじゃなくて、そういった校舎の活用だとか、その考え方とか授業の仕方、学校の経営の仕方というところも、ぜひ今後考えていくべき。すぐ目の前だと思うので、とかくこれからふえてくる学校に関しての部分も直近としてはあると思うんですけども、その先には今度減ってくるというところも見えてくるので、ぜひ今後の計画の中で、そういった部分も十分に反映していただきたいと思います。

それから、53ページ、一番最後の「政策2では」という文章なんですけれども、正直、何が言いたいのか私には理解できないんですけども、「政策2では、施策5・施策6の指標が上昇傾向にあるものの、施策7の指標が横ばいの状態です。各事業の取り組みが進み、誰の目でも見える形として現れてくることで、指標にも大きな変化があるものと期待できます」と。指標にも大きな変化というのは、どんな変化となるのでしょうか。

○教育政策課長 指標については、87ページ、88ページに記載している施策7の指標はやはり3つございますけれども、これが横ばいだというところで、例えば下寺尾遺跡群ですとか、文化資料館の移転ですとか、市民の目にとってわかりやすい事業の進捗が見えてくると、こういった指標にも少し変化が出てくるのかなということを期待しております。

○神原教育長 ということは、これは施策5、6と関連しての文章ではないということ

すね。施策7だけが独立して、かかわって読まなくてもいいということですよ。

○教育政策課長 トータルとして、政策2としてどうなるかをコメントしたかったところで、「施策5・施策6の指標が上昇傾向にあるものの」という文言を改めて加えておりますけれども、確かにわかりにくくなっておりますので、ここについては少し整理したいと思います。

○神原教育長 では、少し整理をしてもらいます。

○城田委員 それから、これも毎年聞いていて申しわけないんですけども、71ページの小学校ふれあいプラザ事業、あと1校だと認識をしているんですけども、状況としてはどうですか。

○青少年課長 確かに、委員の言うように、昨年度もご質問いただきました。今後とも担っていただく方を募集をかけて実施した事業でございます。28年度におきましても、実際に手を挙げた方はいらっしゃって、既存のプラザの見学とか、年4回、プラザ運営協議会というのがありまして、そこに参加していただいたり、プラザの現状、課題とかをいろいろお話を一緒に聞いていただいた経過がございます。ただ、今の現状の中では、申し込んだ方に対しても、28年度は、情報収集の段階でとめておいていただきたいということで、そこで今、とまっている状況でございます。今後も、いわゆる香川小学校の部分でございますので、学校の生徒も広い部分はありますし、地域も広いところがございまして、やはり地域の方のご協力が最も重要だと思っておりますので、そういう方のご協力を仰ぎながら、情報収集とか検討等も進めていきたいと思っております。

○城田委員 よろしくをお願いします。

○神原教育長 それでは、ほかに特にご意見等がなければ、日程第1 教委議案第12号平成29年度教育委員会の点検・評価（案）については、先ほどの意見を取りまとめて必要に応じて原案を一部修正等して、その内容については教育長に一任することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○神原教育長 それでは、必要に応じて原案を一部修正等して諮問することといたします。

次に、日程第2 教委報告第10号茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分についてから日程第4 教委報告第12号茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分についてまでの以上3件は、関連がありますので、一括して議題といたします。

す。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○小和田公民館担当課長兼館長 日程第2 教委報告第10号から第12号までにつきましては、今ご説明いただきましたとおり関連がございますので、一括して小和田公民館担当課長より説明申し上げます。議案書は3ページから11ページです。

本報告は、社会教育法第30条及び茅ヶ崎市立公民館条例第17条の規定に基づき、小和田公民館、鶴嶺公民館及び松林公民館の公民館運営審議会委員の委嘱について専決処分をいたしましたので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第5条第2項の規定に基づき報告し、承認をお願いするものです。

資料4ページをごらんください。平成29年4月1日付の人事異動に伴い、新たに校長会より委員の推薦をいただき、委嘱をするものです。

なお、本日机上配付させていただきましたが、訂正がございます。上から2段目、「委嘱(変更後)任期期間」を「委嘱(変更後)任期」と訂正をお願いいたします。

小和田公民館は、松浪小学校、國分一哉教頭から平木恵美教頭に委嘱するもので、任期につきましては、前任の委員の残任の在留期間となっております。

引き続き、7ページをごらんください。鶴嶺公民館につきましても、正誤表をごらんください。「任期残任期間」を「任期」と訂正をお願いいたします。

鶴嶺公民館は、鶴嶺中学校、稲川敏光教頭から柴田佳世子教頭に委嘱するもので、任期につきましては、前任の委員の残留期間となっております。

続きまして、10ページをごらんください。松林公民館につきましても、正誤表、「任期残任期間」及び平成30年までとなっておりますところを「任期」並びに平成31年とご訂正をお願いいたします。

松林公民館は、室田小学校、阿部康裕教頭から竹松克昌教頭に委嘱するもので、任期につきましては、平成31年3月31日までとなっております。

なお、各公民館の運営審議会の平成29年4月現在の委員名簿は、小和田公民館5ページ、鶴嶺公民館8ページ、松林公民館が11ページです。

以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○神原教育長 それでは、説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にご意見等がなければ、日程第2 教委報告第10号茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員

の委嘱に関する専決処分についてから日程第4 教委報告第12号茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分についてまでの以上3件の報告を承認することによりよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○神原教育長 それでは、承認することといたします。

ここで皆様にお諮りいたします。これ以降の議題は人事に関する案件等でございますので、その性質上、非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○神原教育長 異議なしと認め、非公開会といたします。

午前10時36分閉会